

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。
第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の救助事務費以外の費用の額とは、第二条に規定する救助の実施のために支出した費用及び第十二条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定

した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

別表第一避難所の設置の項支出の限度の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

別表第一応急仮設住宅の項を次のように改める。

応急仮設住宅	一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて定める。建設して供与する場合は、一戸当たり五、五一六、〇〇〇円以内とし、供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。同一敷地内又は近接する地域内におおむね五〇戸以上設置した場合は、居住者の集会等を利用するための施設を設置できることとし、五〇戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。賃貸住宅の居室の借上げにより供与する場合は地域の実情に応じた額とする。	一 建設して供与する場合は、建設にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等 二 建設して供与する場合に供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のための費用 三 賃貸住宅の居室を借上げて供与する場合の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用	一 収容し得る者は住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では、住宅を得ることができない者 二 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。 三 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。	供与期間は、完成の日から二年以内	着工は災害発生の日から二〇日以内
--------	---	--	---	------------------	------------------

別表第一炊き出しその他による食品の給与の項支出の限度の欄中「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に改め、同項適用範囲の欄第三号を削り、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項支出の限度の欄第一号中「五五、〇〇〇円」を「五四、九〇〇円」に、「六四、三〇〇円」を「六四、二〇〇円」に、「五三、〇〇〇円」を「五二、九〇〇円」に、「八〇、九〇〇円」を「八〇、八〇〇円」に改め、同項適用範囲の欄中「船舶の遭難等」を「全島避難等」に、「損傷し」を「損傷等により使用することができず」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項支出の限度の欄中「五七六、〇〇〇円」を「五七四、〇〇〇円」に改め、同表学用品の給与の項支出の限度の欄第二号1中「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同号2中「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同号3中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同項適用範囲の欄中「床上浸水により学用品を喪失又は損傷し

「を」を「床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に改め、同表埋葬の項支出の限度の欄中「二一〇、四〇〇円」を「二一〇、二〇〇円」に、「一六八、三〇〇円」を「一六八、一〇〇円」に改め、同表応急救助のための輸送費の項適用範囲の欄第一号を次のように改める。

一 被災者の避難に係る支援

別表第一応急救助のための輸送費の項適用範囲の欄第三号を次のように改める。

三 被災者の救出

別表第一応急救助のための賃金職員等雇上費の項適用範囲の欄第一号を次のように改める。

一 被災者の避難に係る支援

別表第一応急救助のための賃金職員等雇上費の項適用範囲の欄第三号を次のように改める。

三 被災者の救出

別表第一災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去の項支出の限度の欄中「一三四、八〇〇円」を「一三五、一〇〇円」に改める。

別表第二日当の欄中「一五、七五〇円」を「一五、七七〇円」に、「一七、七〇〇円」を「一七、七一〇円」に改める。

別記様式第十四号中「様式第14号（第17条関係）」を「様式第14号（第18条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。